

# 住宅用家屋証明申請書

|            |   |
|------------|---|
| 租税特別措置法施行令 | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 4em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="flex-grow: 1;"> <p>(イ)第41条</p> <p style="margin-left: 20px;">特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外</p> <p style="margin-left: 40px;">(a)新築されたもの</p> <p style="margin-left: 40px;">(b)建築後使用されたことがないもの</p> <p style="margin-left: 20px;">特定認定長期優良住宅</p> <p style="margin-left: 40px;">(c)新築されたもの</p> <p style="margin-left: 40px;">(d)建築後使用されたことがないもの</p> <p style="margin-left: 20px;">認定低炭素住宅</p> <p style="margin-left: 40px;">(e)新築されたもの</p> <p style="margin-left: 40px;">(f)建築後使用されたことがないもの</p> <p>(ロ)第42条第1項(建築後使用されたことがあるもの)</p> <p style="margin-left: 20px;">(a)第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で住宅建物取引業者から取得したもの</p> <p style="margin-left: 20px;">(b)(a)以外</p> </div> <div style="font-size: 4em; margin-left: 10px;">}</div> </div> |
|------------|---|

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

年 月 日

申請先  
熊取町長

申請者 住所  
氏名

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 所有者の住所                       |  |
| 所有者の氏名                       |  |
| 所在地                          | 泉南郡熊取町   |
| 家屋番号                         |  |
| 建築年月日                        | 年 月 日  |
| 取得年月日                        | 年 月 日  |
| 取得の原因<br>(移転登記の場合に記入)        | (1) 売買          (2) 競落   |
| 所有者の居住                       | (1) 入居済      (2) 入居予定  |
| 床面積                          | 1階    m <sup>2</sup> 2階    m <sup>2</sup> その他    m <sup>2</sup> 合計    m <sup>2</sup> |
| 区分建物の耐火構造                    | (1) 耐火又は準耐火          (2) 低層集合住宅  |
| 工事費用の総額<br>( (ロ) (a) の場合記入 ) | 円  |
| 売買価格<br>( (ロ) (a) の場合記入 )    | 円  |

<備考>  
備考は裏面に記載

## <備考>

- 1 { }の中は、(イ)又は(ロ)のうち該当するものを○印で囲み、(イ)を○印で囲んだ場合は、さらに(a)から(f)のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 2 「建築年月日」の欄は、(b)、(d)又は(f)を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
- 3 「取得年月日」の欄は、所有権移転の日を記載すること。なお、(a)、(c)又は(e)を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
- 4 「取得の原因」の欄は、上記(イ)(b)、(d)若しくは(f)又は(ロ)を○印で囲んだ場合に限り、(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 5 「所有者の居住」の欄は、(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 6 「区分建物の耐火性能」の欄は、区分建物について証明を申請する場合に、(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲むこと。なお、建築後使用されたことのある区分建物の場合、当該家屋の登記記録に記載された構造が、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるときは、(1)を○印で囲むこと。
- 7 「工事費用の総額」の欄は、(ロ)(a)を○で囲んだ場合にのみ、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第1号から第7号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載すること。
- 8 「売買価格」の欄は、(ロ)(a)を○印で囲んだ場合のみ、当該家屋の取得の対価の額を記載すること。